

平成 29 年 8 月 10 日
保健福祉局保健衛生課

国家戦略特別区域法に基づく民泊第 1 号の認定について

平成 29 年 7 月 24 日、本市の特区民泊第 1 号となる事業を認定した。
これは、市街化調整区域における全国初の特区民泊の認定である。

1 第 1 号認定物件について

- (1) 名称： 山の家 粹邑（いきむら） HIRAODAI
- (2) 事業者： (株)かいこ 代表取締役 壺岐尾恵美氏
- (3) 所在地： 小倉南区平尾台 2-1-20（市街化調整区域）
- (4) 分類： 一戸建て物件
- (5) 床面積等： 120.93㎡（和室 2 室、洋室 3 室）
- (6) 最大滞在者数： 15 名
- (7) 対応できる外国語の種類： 英語、中国語、韓国語
- (8) 体験メニュー（予定）
 - ・農園での農業体験（ブルーベリーや野菜の収穫など）
 - ・平尾台トレッキング
 - ・鍾乳洞でのケービング
 - ・観光ガイドによる平尾台の散策 など

2 特区民泊事業の推進について

特区民泊第 1 号の認定を機に、以下のとおり「認定書の授与式」を実施し、また当日は、事業者による「施設内覧会」が行われた。

- (1) 日時：平成 29 年 7 月 29 日（土）13 時～14 時
- (2) 場所：小倉南区平尾台 2-1-20（特区民泊物件の所在地）
- (3) 出席者：市長、企画調整局長、市議会関係者、地元関係者、事業者等

【外観】



【部屋の様子】

